第5期介護保険事業計画 第9回策定委員会 議事録 (要旨)

【開催日時】平成23年12月22日(木) 10時05分~11時35分

【開催場所】福岡県自治会館 101 会議室

【出席者】(敬称略、50音順)

策定委員:小賀会長、因委員、太田委員、庄山委員、福嶋委員、藤村委員、山浦委員、 山口委員

(欠席:田代副会長、鴨川委員、木原委員、瀬戸委員、長野委員、狭間委員、室岡委員)

事務局、支部事務長

【議案】

1 第5期介護保険事業計画原案について(2)

【会議資料】

資料1 第5期事業計画(原案)

【要旨】

- 1. 第5期介護保険事業計画原案について
 - ・ 原案 56・64 頁の施設見込量について、今後、福岡県の方針に合わせて数値が動く可能性があることについて承認を得る。
 - ・ 訪問看護の見込量は、平成23年度に比べて平成24~26年度は少なく、利用者数は増えないと 想定されている。新サービスに移行する分もあると思うが、このような見込でよいのか。 [山浦委員]
 - ⇒【事務局回答】施設整備により要介護認定者の多くが施設サービスに移行し、在宅サービス利用者数が減るものと見込んでいる。このため、施設入所待機者等は訪問看護を利用するため実際の利用は増えると思うが、見込量としてはこのように見込むしかない。
 - ・ 訪問看護について、利用したくても利用できない方がいる。利用したい人がきちんと利用できるように、そして、ドクターの理解をきちんと得たうえでスムーズに利用できるような施策が欲しい。[山浦委員]
 - ・ 計画に施設整備に関する人材確保の方向性について盛り込むべきである。[因委員]
 - ⇒【事務局回答】広域連合の事業計画の中で盛り込むことは難しい。県が指定権限を持っている施設整備に関しては、手をあげた事業所が職員数等の事業計画を県にあげ、それを県で審議して図られるものである。

2. 認定審査について

- ・ 要介護認定のスピード化をお願いする。また、申請から認定がおりるまでの間の支援が必要である。「庄山委員〕
- ・ 適正な要介護認定を受けるためには、訪問調査の時に本人の状態をよく理解している方が立ち合う方がよいし、特記事項はしっかり記入した方がよい。また、認知症がある方については、認知症の専門医に主治医意見書を書いてもらった方がよい。このような情報はきちんと広報すべきである。「小賀会長・山口委員」
- ・ 適正な要介護認定のためには、調査員やケアマネジャーのスキルを上げる必要があり、県の研修に参加するのと同時に、市町村や連合内でも養成研修を行うべきである。[小賀会長]

3. インフォーマルサービスの充実について

- ・ 高齢者を出勤時に預け、帰宅時に引き取る宅老所のような日帰りの施策が欲しい。[庄山委員]
- ・ 高齢者のデイサービス(宅老所)については、佐賀県の地域共生ステーションのような地域で 高齢者を支える仕組みを構成市町村独自に進めて欲しいと提案すべきである。[小賀会長]

4. その他

- ・ 生活保護受給者は介護保険料に関しても優遇されている。本当に生活保護を受給する資格がある者なのか正確に判定する必要がある。[太田委員]
- ・ 今後、国は家族介護に移行したいと考えているようだが、高齢化率が高い市町村ほど1人あたり給付費は高くなっているのか、高齢化率と1人あたり給付費の関係について調べて欲しい。 [山浦委員]
- ・ 広域連合内は介護保険料の特別徴収に関するクレームが比較的少ない。介護保険に関する周知 や広報のやり方について高く評価する。[庄山委員]
- ・ 障害者で、リハビリにより障害程度が軽くなったため障害年金を受けられなくなった方がいる 一方、リハビリを怠り障害年金を受給している方がいる。健康保険法に医者の指示に従わず症 状が悪化した場合は給付を制限するという文言があるが、介護保険でもそういうものがあって もよいのではないか。[庄山委員]